

テルマー湯ホールディングス株式会社 定款

2025年6月27日 改定

テルマー湯ホールディングス株式会社

テルマー湯ホールディングス株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社はテルマー湯ホールディングス株式会社と称し、英文ではTHERMAE－YU HOLDINGS CO., LTD.と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- 1 エンブroidリーおよびレースの製造販売ならびに加工引受
- 2 前号の製品および原料の売買
- 3 縫製ならびに縫製品の売買
- 4 染色加工ならびにその製品の売買
- 5 服飾・衣料品の売買
- 6 宝飾品、インテリア用品、レジャー用品および雑貨品の販売
- 7 化粧品 of 製造ならびに販売
- 8 医薬品および医薬部外品の製造ならびに販売
- 9 健康美容器具およびその附属品の製造ならびに販売
- 10 ビタミン食品ならびに栄養保存食品およびこれらの飲料の製造ならびに販売
- 11 食肉類 of 加工販売
- 12 建設業務および建設用資材 of 製造ならびに売買
- 13 電気機器および部分品 of 製造ならびに販売
- 14 機械器具および部分品 of 製造、修理ならびに販売
- 15 小型モーター of 製造ならびに販売
- 16 精密機械器具および同部品ならびに附属品 of 製造ならびに販売
- 17 コンピューターおよび周辺機器 of 製造、販売、賃貸
- 18 コンピューターソフトウェア of 開発、販売、賃貸

- 19 通信機器の開発、販売、賃貸
- 20 自動車用品の製造ならびに販売
- 21 安全器具類その他各種プラント機器の製造、装置ならびに販売
- 22 鮮魚、貝類、川魚、冷凍魚、海草、生海苔等の水産物の販売
- 23 寝具、寝装品の販売
- 24 書籍および文房具の販売
- 25 パンの製造ならびに販売
- 26 果樹栽培、野菜、薬用作物の生産ならびに販売
- 27 きのこと類の栽培の研究開発およびきのこと類の栽培、販売
- 28 漢方薬および漢方薬の原料となる草木類の研究開発、販売
- 29 大気汚染、水質汚濁等の環境監視システムに関する機器および浄水器、空気清浄器の研究開発、製造、販売
- 30 セラミック活水器等セラミックス製品の研究開発、製造、販売
- 31 農業用シート、梱包資材および包装資材用の天然樹脂の研究開発、販売
- 32 農業用シート、梱包資材および包装資材の研究開発、製造、販売
- 33 前各号に附帯する一切の業務およびその輸出入
- 34 経営コンサルタント業
- 35 倉庫業
- 36 不動産の売買、賃貸、仲介ならびに施設の経営
- 37 ゴルフ場、レジャー施設、宿泊施設の経営ならびにコンサルタント業
- 38 飲食店業
- 39 衣装およびビデオテープのレンタル業
- 40 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- 41 有価証券の売買ならびに保有
- 42 広告掲載媒体のレンタル業
- 43 労働者派遣事業
- 44 各種事務代行業
- 45 温泉の掘削およびその供給

- 46 温泉施設およびサウナ・バスの経営
- 47 別荘および有料老人ホームの企画、設計、施工、管理、販売、経営ならびにコンサルタント業
- 48 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
- 49 医療、保健衛生、社会福祉および介護に関するサービスを提供する事業
- 50 動物に関する販売、保管、貸出し、訓練、展示事業
- 51 結婚に関するコンサルタント業
- 52 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 7,000 万株とする。

- ② 当社の単元株式数は 100 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- 2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期および場所)

第 11 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合に招集する。

- ② 株主総会は東京都区内もしくは京都市またはこれらに隣接する地においてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

(議決権の代理行使)

第 13 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(定 員)

第 17 条 当会社の取締役は 15 名以内とする。

(選 任)

第 18 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

第 20 条 取締役会はその決議によって取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役 2 名、常務取締役若干名を定めることができる。

- ② 取締役会はその決議によって前項の取締役のうちから代表取締役を選定する。

(取締役会の招集)

第 21 条 取締役会の招集通知は会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 22 条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の

過半数をもって行う。

- ② 当会社は会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 23 条 取締役会に関する事項は法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

(相談役および顧問)

第 25 条 取締役会において必要と認めるときは、相談役および顧問を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(定 員)

第 27 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(選 任)

第 28 条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 29 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 31 条 監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 32 条 監査役会に関する事項は法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当社は監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 35 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 36 条 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任限定契約)

第 37 条 当社は会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

(配当の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 前項の金銭には利息を付けない。

附 則

(商号変更の効力発生)

第 1 条 定款第 1 条（商号）の変更は、2025 年 10 月 1 に効力を生じるものとする。なお、本附則は、定款第 1 条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

以 上